

仮想通貨に便乗した詐欺的な投資取引に注意！

2018年4月15日号

「仮想通貨を購入し、海外業者に預けることができるという話を聞き契約したが、お金を求めても応じてもらえない。」という相談があります。

仮想通貨とは、貨幣や紙幣ではなく、電子マネーのように電子データで取引されるデジタル通貨です。

国内で仮想通貨と法定通貨の交換サービスを行うには、海外業者であっても仮想通貨交換業者の登録が必要です。

仮想通貨の購入に関する勧誘を受けた際には、契約先が仮想通貨交換業者に登録されているか金融庁のホームページで確認しましょう。また、取り引きをする仮想通貨の内容に関する説明を受け、仮想通貨の仕組みや取引に伴うリスクを十分に理解できなければ契約しないようにしましょう。

「必ず儲かる」という言葉をうのみにしないようにしましょう。

困った時には消費生活センターに相談しましょう。